

牛久市告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年8月27日

牛久市長 沼田 和利



1. 都市計画の種類
生産緑地地区

2. 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	43	南第1号	南3丁目の一部	新規
新				約3.11ha

3. 縦覧場所
牛久市役所建設部都市計画課

計 画 書

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更(牛久市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備 考		
	番 号	名 称	面 積
約 9.15 ha	1	猪子 第1号地区	約 0.28 ha
	2	柏田 第1号地区	約 0.10 ha
	3	柏田 第2号地区	約 0.30 ha
	5	上柏田 第2号地区	約 0.16 ha
	6	田宮 第1号地区	約 1.12 ha
	7	田宮 第2号地区	約 0.26 ha
	10	田宮 第5号地区	約 0.13 ha
	16	牛久・五反田 第1号地区	約 0.24 ha
	18	牛久・大流 第1号地区	約 0.20 ha
	19	牛久・大流 第2号地区	約 0.07 ha
	22	牛久・籠田 第1号地区	約 0.52 ha
	23	牛久・北浦 第1号地区	約 0.10 ha
	30	牛久・南裏 第5号地区	約 0.18 ha
	31	牛久・南裏 第6号地区	約 0.06 ha
	32	牛久・南裏 第7号地区	約 0.23 ha
	34	城中 第1号地区	約 0.11 ha
	35	富士久保 第1号地区	約 0.25 ha
	36	女化 第1号地区	約 0.17 ha
	37	女化 第2号地区	約 0.19 ha
	38	北部 第1号地区	約 0.77 ha
	39	東下根 第1号地区	約 0.22 ha
	40	東下根 第2号地区	約 0.14 ha
	41	東下根 第3号地区	約 0.14 ha
	42	牛久・下町 第1号地区	約 0.10 ha
	43	南 第1号地区	約 3.11 ha
		合 計	

位置及び区域は計画図表示のとおり

理 由

公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地と判断される南第1号生産緑地地区を新規に指定するため、本案のとおり、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更するものである。

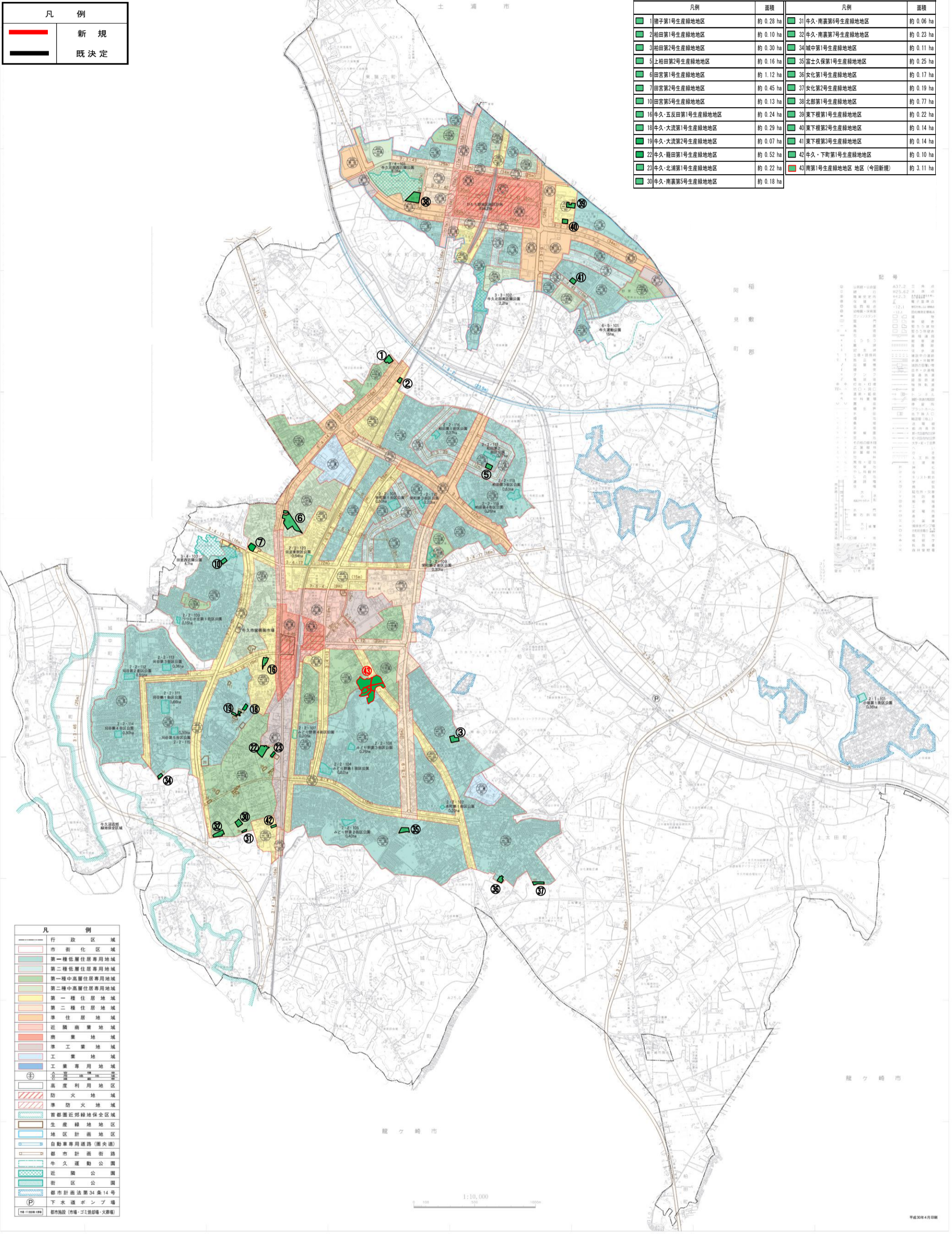
竜ヶ崎・牛久都市計画区域

総括図

凡例	
—	新規
—	既決定



凡例	面積	凡例	面積
1 橋子第1号生産緑地地区	約 0.26 ha	31 牛久・南裏第6号生産緑地地区	約 0.06 ha
2 柏田第1号生産緑地地区	約 0.10 ha	32 牛久・南裏第7号生産緑地地区	約 0.23 ha
3 柏田第2号生産緑地地区	約 0.30 ha	34 城中第1号生産緑地地区	約 0.11 ha
5 上柏田第2号生産緑地地区	約 0.16 ha	35 富士久保第1号生産緑地地区	約 0.25 ha
6 田宮第1号生産緑地地区	約 1.12 ha	36 文化第1号生産緑地地区	約 0.17 ha
7 田宮第2号生産緑地地区	約 0.45 ha	37 文化第2号生産緑地地区	約 0.19 ha
10 田宮第5号生産緑地地区	約 0.13 ha	38 北部第1号生産緑地地区	約 0.77 ha
16 牛久・五反田第1号生産緑地地区	約 0.24 ha	39 東下根第1号生産緑地地区	約 0.22 ha
18 牛久・大流第1号生産緑地地区	約 0.29 ha	40 東下根第2号生産緑地地区	約 0.14 ha
19 牛久・大流第2号生産緑地地区	約 0.07 ha	41 東下根第3号生産緑地地区	約 0.14 ha
22 牛久・龍田第1号生産緑地地区	約 0.52 ha	42 牛久・下町第1号生産緑地地区	約 0.10 ha
23 牛久・北浦第1号生産緑地地区	約 0.22 ha	43 南第1号生産緑地地区 地区(今回新規)	約 3.11 ha
30 牛久・南裏第5号生産緑地地区	約 0.18 ha		



○	市庁舎
△	支庁庁舎
□	町庁舎
◇	村庁舎
●	小学校
○	中学校
○	高等学校
○	大学
○	図書館
○	公民館
○	児童遊園地
○	公園
○	運動場
○	体育館
○	観音堂
○	神社
○	仏教寺院
○	基督教会
○	その他宗教施設
○	郵便局
○	銀行
○	商店
○	飲食店
○	娯楽施設
○	その他施設
○	バス停留所
○	タクシー乗り場
○	自衛隊駐屯地
○	警察署
○	消防署
○	保健所
○	福祉センター
○	高齢者センター
○	子育て支援センター
○	公民館
○	児童遊園地
○	公園
○	運動場
○	体育館
○	観音堂
○	神社
○	仏教寺院
○	基督教会
○	その他宗教施設
○	郵便局
○	銀行
○	商店
○	飲食店
○	娯楽施設
○	その他施設
○	バス停留所
○	タクシー乗り場
○	自衛隊駐屯地
○	警察署
○	消防署
○	保健所
○	福祉センター
○	高齢者センター
○	子育て支援センター

—	行政区域
—	市街化区域
—	第一種低層住居専用地域
—	第二種低層住居専用地域
—	第一種中高層住居専用地域
—	第二種中高層住居専用地域
—	第一種住居地域
—	第二種住居地域
—	準住居地域
—	近隣商業地域
—	商業地域
—	準工業地域
—	工業地域
—	工業専用地域
—	高度利用地域
—	防火地域
—	準防火地域
—	首都圏近郊緑地保全区域
—	生産緑地地区
—	地区計画地区
—	自動車専用道路(圏央道)
—	都市計画道路
—	牛久運動公園
—	近隣公園
—	街区公園
—	都市計画法第34条14号
—	下水道ポンプ場
—	都市施設(市場・ゴミ焼却場・火葬場)

1:10,000

平成30年4月編纂

